

議案第十六号

国民宿舍三朝温泉会館事業の設置等に関する条例の一部改正について

次のとおり国民宿舍三朝温泉会館事業の設置等に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第十七号）第九十六条第一項の規定により、本議会の議決を求める。

昭和四十八年三月十二日

三朝町長 坂 出 雅 己

昭和四十八年参月拾九日 原案可決

三朝町議会議長牧田 禎



三朝町条例第

号

国民宿舎三朝温泉会館事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

国民宿舎三朝温泉会館事業の設置等に関する条例（昭和四十一年三朝町条例第三十号）の一部を次のように改正する。

第四条第二項中「二四室」を「二七室」に、「温泉プール」を「プール」に、「一二六人」を「一二〇人」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。